

常務理事	事務長	部長	課長	課長補佐	係長	主任	係

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所所在地	〒 -	事業所記号	
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号			

受付印

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 週及支払額		⑩ 備考		
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)				
						⑮ 平均額		⑯ 修正平均額		⑰ 決定月額	
1	①		②		③		④ 年 9 月		⑦		⑩
	⑤ 健 厚		⑥		⑦(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 週及支払額				
	⑨ 4 月	⑩ 日	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計				
	⑨ 5 月	⑩ 日	⑪	⑫	⑬		⑭ 平均額				
⑨ 6 月	⑩ 日	⑪	⑫	⑬		⑭		⑯ 修正平均額	⑰ 決定月額		
2	①		②		③		④ 年 9 月		⑦		⑩
	⑤ 健 厚		⑥		⑦(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 週及支払額				
	⑨ 4 月	⑩ 日	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計				
	⑨ 5 月	⑩ 日	⑪	⑫	⑬		⑭ 平均額				
⑨ 6 月	⑩ 日	⑪	⑫	⑬		⑭		⑯ 修正平均額	⑰ 決定月額		
3	①		②		③		④ 年 9 月		⑦		⑩
	⑤ 健 厚		⑥		⑦(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 週及支払額				
	⑨ 4 月	⑩ 日	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計				
	⑨ 5 月	⑩ 日	⑪	⑫	⑬		⑭ 平均額				
⑨ 6 月	⑩ 日	⑪	⑫	⑬		⑭		⑯ 修正平均額	⑰ 決定月額		
4	①		②		③		④ 年 9 月		⑦		⑩
	⑤ 健 厚		⑥		⑦(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 週及支払額				
	⑨ 4 月	⑩ 日	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計				
	⑨ 5 月	⑩ 日	⑪	⑫	⑬		⑭ 平均額				
⑨ 6 月	⑩ 日	⑪	⑫	⑬		⑭		⑯ 修正平均額	⑰ 決定月額		
5	①		②		③		④ 年 9 月		⑦		⑩
	⑤ 健 厚		⑥		⑦(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 週及支払額				
	⑨ 4 月	⑩ 日	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計				
	⑨ 5 月	⑩ 日	⑪	⑫	⑬		⑭ 平均額				
⑨ 6 月	⑩ 日	⑪	⑫	⑬		⑭		⑯ 修正平均額	⑰ 決定月額		

※ ⑨ 支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

算定基礎届 記入方法

- ①被保険者番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者番号を必ずご記入ください。
- ③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下記のようにご記入ください。
- 【元号】 1.明治 3.大正 5.昭和 7.平成 9.令和
- 【記入例】 昭和63年5月3日の場合 ③ 5-630503
- ⑦昇(降)給 : 4月～6月の支払期において、昇給または降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください。
- ⑧遡及支払額 : 4月～6月の支払期において、遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いてご記入ください。 ※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。 ※昇給がさかのぼったため、その差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。
- ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計 : 「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上(「短時間労働者」の場合は、11日以上)の月の「⑬合計 (⑪+⑫)」を総計した金額をご記入ください。 ※「パート」の場合で4月～6月の支払期に17日以上(「短時間労働者」の場合は、11日以上)の月がない場合は、15日以上(「短時間労働者」の場合は、11日以上)の月の「⑬合計 (⑪+⑫)」を総計してください。
- ⑮平均額 : 「⑭総計」で算出した金額を、「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上(「短時間労働者」の場合は、11日以上)の月数(「短時間労働者」の場合は、11日以上)で除して得た金額をご記入ください。算出した平均額は、1円未満を切捨ててください。 ※「パート」の場合で17日以上(「短時間労働者」の場合は、11日以上)の月数がない場合は、15日以上(「短時間労働者」の場合は、11日以上)の月数で除してください。
- ⑯修正平均額 : 遅配分給与の支払いや昇給がさかのぼったことにより、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。低額の休職給がある場合は、休職給の支払いがあった月を除いた月数・総計をもとに平均額をご算出ください。
- ⑰決定月額 : 「⑮平均額」(「⑯修正平均額」に記載されている金額があるときは「⑯修正平均額」)を「標準報酬区分表」(健康保険法第40条)に当てはめて得られた標準報酬月額を記入して下さい。なお、標準報酬月額が4桁に満たないものについては前に0を入れて4桁とします。
- ⑱備考 : 必要に応じてご記入して下さい。